

参考資料

1 用語解説

1 SDGs エスディージーズ (1 ページ)

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称。2030 年までに国際的に達成すべき目標で、17 の大きな目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されている。

2 地域間幹線系統 (2 ページ)

広域的なバス路線のうち、運賃収入のみで採算が確保できず、国や県が補助を行っているもの。

3 乗合タクシー (2 ページ)

乗合バスのように乗合旅客を運送するタクシーで、車両の乗車定員は 10 人以下となる。定時定路線で運行する形態と、事前に予約を受けて運行するデマンド型等の形態がある。

4 デマンド交通 (2 ページ)

利用者からの予約に応じ、自宅と目的地間を乗合で運行する運行形態。乗合のため、ほかにも同じ便に予約した利用者がいれば道順に回ってそれぞれの目的地まで運行する。

5 自家用有償旅客運送 (2 ページ)

公共交通サービスが十分ではない過疎地域などにおいて、住民の生活交通を確保するため、国土交通大臣の登録を受けた市町村、NPO 等が自家用車を用いて有償で運送するサービス。

運送目的により、交通空白地において地域住民又は観光旅客等の運送を行う「交通空白地有償運送」と、公共交通機関の利用が困難な身体障害者等を対象に個別輸送を行う「福祉有償運送」がある。

6 一般混乗 (2 ページ)

スクールバスや患者送迎バスに児童生徒や患者以外の一般住民も一緒に乗ること。

7 交通空白地域 (11 ページ)

鉄道やバスなどの公共交通機関を利用することが困難なエリアのこと。一般的には、鉄道駅から半径 800m~1,500m 程度、バス停留所から半径 300~500m 程度の範囲から外れるエリアを公共交通空白地域としている例が多い。

8 定時定路線 (11 ページ)

バス等の決まった時間、経路を運行するもの。

9 BRT ビーアールティ (16 ページ)

Bus Rapid Transit (バス高速輸送システム) の略称。連節バス、専用道、専用レーン、優先レーン、PTPS (公共車両優先システム) 等を組み合わせて、通常の路線バスよりも定時性、速達性を確保したもの。

10 ユニバーサルデザイン (18 ページ)

あらゆる年齢、背格好、能力の人が利用可能なように、まちづくりや商品のデザインに関し、誰もが利用しやすいデザインをはじめから取り入れておこうとする試み。

11 インセンティブ (21 ページ)

人の意欲を引き出すために外部から行動を促す動機付け。

12 立地適正化計画 (25 ページ)

平成 26 年 8 月の都市再生特別措置法の一部改正により、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、市町村が策定できることとなった計画。

13 都市計画マスタープラン (25 ページ)

都市計画法に基づき、都市の将来像や土地利用の方向性、都市施設の配置方針等、都市計画の基本的な方針を示すもの。

14 パークアンドライド (26 ページ)

鉄道駅やバスターミナル等の周辺に自動車を駐車し、そこから鉄道やバス等に乗り換えて目的地まで到達すること。

また、キスアンドライドは、家族などが鉄道駅やバスターミナル等までマイカーで送迎すること、サイクルアンドライドは、自転車で鉄道駅やバスターミナル等まで来て鉄道やバス等に乗り換えること。

15 G T F S ジーティエフエス (27 ページ)

General Transit Feed Specification の略称。公共交通機関の時刻表や地理情報を公開するために標準化された、国際的に広く利用されているデータ形式。

なお、G T F S - J P は、国土交通省が定めた「標準的なバス情報フォーマット」における静的データフォーマットであり、G T F S を基本にして、日本の状況を踏まえて拡張されたものである。

16 オープンデータ化 (28 ページ)

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう公開すること。

17 M a a S マース (28 ページ)

Mobility as a Service の略称。地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通機関やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

18 モビリティマネジメント (29 ページ)

一人一人のモビリティ（移動）が、社会にも個人にも望ましい方向（例えば、過度な自動車利用から公共交通機関や自転車等を適切に利用する方向）に自発的に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした取組。

19 ICT アイシーティ (30 ページ)

Information and Communication Technology (情報通信技術) の略称。コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービス等の総称。

20 相乗りタクシー (30 ページ)

配車アプリを活用して複数の利用者を1台のタクシーにマッチングさせ、一人で利用するより割安な運賃で利用が可能となるとともに、事業者・ドライバーにとっては、複数の利用者を効率的に運送することが可能になる。令和3年3月時点においては制度化されていない。

21 超小型モビリティ (31 ページ)

自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1人～2人乗り程度の車両。

22 グリーンスローモビリティ (37 ページ)

時速20km未満で公道を走る、4人乗り以上の電動の車両(略称グリスロ)。

23 ノンステップバス (38 ページ)

車いすやベビーカーなどでも利用しやすいよう、床面を低くして、乗降口の段差をなくしたバス。

24 UD (ユニバーサルデザイン) タクシー (38 ページ)

高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすいように設計されたタクシー車両。

2 宮城県交通計画懇話会設置要綱及び委員構成員

宮城県交通計画懇話会開催要綱

(目的)

第1 令和2年度に行う宮城県総合交通プランの改訂に際し，県内の地域公共交通の諸課題等について，広く有識者からの意見聴取を行うため，宮城県交通計画懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2 懇話会は次の事項について，意見聴取を行うものとする。

- (1) 宮城県総合交通プランの改訂に関すること
- (2) 地域交通の諸課題及び将来像等に関すること
- (3) その他宮城県総合交通プランに必要な事項に関すること

(構成)

第3 懇話会は，知事が別に定める者（以下「構成員」という。）の出席をもって開催する。

(座長)

第4 懇話会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は会議の進行を行う。
- 3 座長に事故あるとき，又は欠けたときは，副座長がその職務を代理する。

(会議)

第5 懇話会は知事が招集する。

- 2 知事は，必要があると認めるときは，懇話会に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6 懇話会の庶務は，宮城県震災復興・企画部総合交通対策課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか，懇話会の運営に関し必要な事項は，知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は，令和2年7月30日から施行する。
- 2 この要綱は，令和3年3月31日限り，その効力を失う。

宮城大学事業構想学群教授	学識経験者
東北工業大学工学部准教授	学識経験者
大崎市市民協働推進部長	行政機関
白石市総務部長	行政機関
石巻市復興政策部長	行政機関
東日本旅客鉄道株式会社仙台支社総務部企画室企画部長	鉄道事業者
宮城交通株式会社営業部長	バス事業者
公益社団法人宮城県バス協会専務理事	バス業界団体
一般社団法人宮城県タクシー協会専務理事	タクシー業界団体
特定非営利活動法人移動支援R e r a 代表	移動支援団体
地域おこし協力隊	県民